



国富町公告第1号

国富町有部分林立木売払公告

次のとおり、国富町有部分林立木について、一般競争入札により売払いを行う。

1 物件の所在地及び数量等

伐採種	所在地及び面積並びに樹種及び本数	樹齢及び材積
1号物件 主伐	国富町大字深年字法ヶ岳（7オ3林小班他） 面積 5.24ha （高田原地区）	スギ本数 3,620本 ヒノキ本数 807本 樹齢 63年 材積 2,685m ³ 樹齢 54年 材積 217m ³

2 入札参加資格

次の各号を満たすものは、入札に参加できる。

- (1) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4に該当しない者
- (2) 素材生産業を営む者

上記の確認は、次の各号のいずれかによることとする。

ア 各都道府県、各林業関係団体が実施している「木材業者及び製材業者登録」に登録している場合はその登録書の写し

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により都道府県知事の認定を受けた場合は、知事による認定通知書の写し。

ただし、営業内容に素材生産業を含むものに限る。

ウ その他これに準じる書類の写し（過去の売買契約書の写し）

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者

イ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しようとする者

- (5) 暴力団、暴力団員及び前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。

- (6) 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業者等を代表する者をいう。）が暴力団、暴力団員及び第4号のいずれかに該当するものでないこと。



3 入札参加申込み

入札に参加するためには、次の書類を入札当日までに提出すること。なお入札参加資格を確認するため、警察当局へ情報照会を行うことについて同意すること。

- (1) 素材生産を営むことを証する書類
- (2) 誓約書

4 契約条項を示す場所及び期間

場所 国富町農林振興課

期間 令和4年1月7日（金）から令和4年1月27日（木）まで

5 現場説明の日時及び集合場所

1号物件

日 時 令和4年1月18日（火）

時 刻 午前9時30分～

集合場所 国富町役場 農林振興課

6 入札の日時及び会場

日時 令和4年1月28日（金）

受付 午前10時00分から午前11時15分

説明 午前11時15分から午前11時30分

入札 午前11時30分から

会場 東諸県郡国富町大字本庄4800番地 国富町役場2階 第1会議室

7 入札の決定方法

入札回数は1回とし、町算定価格に達しなかった場合は、不落とする。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金

入札保証金は、100万円以上とし、現金に限る。

10 契約の締結及び売買代金の支払

- (1) 落札者には、入札終了後、契約について説明を行い、双方合意の後、契約を締結する。
- (2) 落札者は、契約締結と同時に町が発行する納入通知書により、契約保証金を納付すること。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することとする。

- (4) 落札者が契約を締結しない場合は、その落札は無効となる。
- (5) 売買代金は、町が発行する納入通知書により納期限までに納付すること。

11 その他

入札条件については、別紙「入札説明書」を参照すること。

12 問合せ先

国富町役場 農林振興課畜産林務係

住所 宮崎県東諸県郡国富町大字本庄 4800 番地

電話 0985-75-3609 (内線 445)

FAX 0985-75-3384

令和4年1月7日

国富町長 中別府尚文



入札説明書

1 入札方法

入札は、一般競争入札とし、入札者は契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を作成して封書にし、入札日の当日に提出すること。

なお、郵便による入札は認めない。

2 代理入札

代理人をもって入札に参加することもできるが、その場合は委任状を提出すること。

3 入札保証金

入札保証金は、100万円以上とし、現金を納入すること。

なお、この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の分のうち、現金については、契約保証金の一部に充当することとする。

4 入札上の留意事項

(1) 入札は、ペン書きとし記名押印のないものは無効とする。

(2) 入札者は、一度提出した入札書を引換え変更又は取り消すことはできない。

(3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に該当する金額を加算した額（1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定

入札は、町算定価格以上の最高入札者をもって落札者とし、同価格入札者があった場合は、くじで決める。

6 売買契約締結期限

落札者は、令和4年2月1日（火）までに契約を締結すること。

なお、落札者が、期限内に契約を締結しないときは、入札保証金は町に帰属する。

また、その事実があった後2年間、その者は町有部分林一般競争入札に参加できない。

7 契約保証金

契約保証金は、契約額の100分の10以上の現金をもって納入すること。

8 入札保証金の取扱い

落札者の入札保証金のうち現金については、契約保証金の一部に充当できるものとする。

9 売買代金の納入

売買代金は、町が発行する納入通知書により納期限までに納付する。

10 物件の引渡し

物件の引渡しは、売買代金完納後現地において行うものとする。

11 物件の搬出期限

搬出期限は、契約の日から5年間とする。

12 伐採の条件等

- (1) 町が指示したものについて伐採するものとする。
- (2) 作業道を開設する場合は、線形等について事前に町と協議すること。
- (3) 対象地が保安林の場合は、町と協議の上、保安林の指定施業要件に従って伐採許可申請及び作業許可申請を行い、許可後に着手すること。
- (4) 現地で発生した枝条等については、谷下に落とさず同等高線上に集積し、林地災害が発生しないよう整理すると共に、伐採後の植林を考慮して伐採を行うこと。
- (5) 境界杭等の破損があった場合は、復元すること。

13 その他

前項に定めるもののほか、国富町財務規則を守ること。

14 入札用紙等

入札に要する入札書及び封書については、町で交付する。

15 入札日の携行品について

- (1) 買受人本人が参加の場合 入札保証金及び印鑑（印鑑証明書と同じ印鑑）
- (2) 代理人が参加の場合 入札保証金、委任状及び印鑑（委任状と同じ印鑑）

